

舞鶴市立福井小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。

そのためには、大人自身のふるまいが子どもに影響を与えることを認識し、全ての児童を、いじめの加害者にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へととくむとともに、児童に関わる全ての者がアンテナを高く保ち、児童が示すささいな変化や兆候に対しても、いじめではないかとの疑いを持ち、いじめを見逃さない人権感覚、日頃から児童生徒が相談しやすい雰囲気と信頼関係、「いじめは絶対に許さない」という妥協のない厳しい姿勢が必要である。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することではなく、いじめられた児童の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断するものとする。

その際、児童の心理から、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも、気付いてほしい」という思いがあることを受け止め、児童の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

舞鶴市立福井小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、被害児童の生命・身体の尊重を第一に考えながら、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・家庭・地域住民その他の関係者との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめ防止のための組織

- 1 いじめの防止に関する取組を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や保護者、地域住人、専門家等を加える。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ対策主任、人権教育主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援コーディネーター
- 3 「いじめ対策委員会」は月1回開催する。緊急に開催する必要がある場合は、この限りではない。
- 4 「いじめ対策委員会」は、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成・実施・検証・改善
 - (2) いじめについての相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関・専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、及び情報共有
 - (5) いじめの疑いがある情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制づくり、及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大な事態が疑われる事案発生時に事実関係を明確にするための調査
 - (7) いじめを受けた児童等及びその保護者に対する適切な情報提供
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種事態発生防止のための取組の推進
 - (9) 必要な事項についての記録とその整理

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものである。どの子どもも、加害者にも被害者にもなりうる。このことを踏まえて、すべての児童を対象に、お互いの個性や価値観の違いを認め、自他を尊重する豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が保護者や城北中学校区小中一貫教育に係る教職員、関係者等と一体になって継続的な取組を行う。

また、いじめの早期発見と早期対応のためには教職員一人一人が児童の様子を注意深く見守り、お互いに感じたり思ったりしたことを交流する中で、共通理解の下、児童を良い方向に導いていくよう努めることが肝要である。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 分かる授業、規律ある授業の推進

ア ティームティーチングや少人数授業などの推進（高学年を中心としたティームティーチングや少人数授業）

- イ 言語活動の充実（スピーチ活動、発表の仕方・話型）
- ウ 自主学習・家庭学習等の充実（家庭学習パワーアップ週間、自主学習ノートの交流）
- エ 授業評価の活用（7月、12月）
- オ 授業開始時刻時着席の徹底（児童会の取組（ベル着・ベル準運動等）と連携）
- カ 教室環境整備（清掃活動、無言清掃の取組）
- キ 基礎・基本的な学力充実（チャレンジタイム・ぐんぐんタイム）
- (2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進
 - ア 行事における学級づくりの推進（儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事）
 - イ 異年齢班活動等での異学年交流の充実（ペア活動、きずな班活動、運動会、集会、遠足、きずなタイム・きずな遊び）
 - ウ ピア・サポート（児童相互の支え合い）の推進
- (3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進
 - ア 道徳教育の推進（道徳科授業による補充・深化・統合）
 - イ 性に関する指導（「いのち・からだ・こころの学習」）の充実
 - ウ 児童会活動の充実（月目標の設定と取組、きずなタイム（児童集会）の企画運営、委員会活動（定例・日々の活動）、遠足、児童総会、6年生を送る会）
 - エ 体験活動の充実（6年修学旅行、5年野外活動、4年地域清掃活動、3年アサギマダラ学習、2年乗り物たんけん、1年保育園との交流 等）
 - オ 地域との交流活動やボランティア活動への参加（PTA 資源回収、ふふふフェスタ、地域活動等）
 - カ 規範意識の錬成（福井小のきまり、児童会による夏休み・冬休み・春休みのくらし）
 - キ コミュニケーション能力の向上（スピーチ活動）
 - ク 学級経営の充実（係活動、学級遊び、いいところみつけ 等）
- (4) いじめについての理解を深める取組の推進
 - ア いじめ対策強化月間の取組（6月、11月、2月本校独自に実施）
 - イ 人権旬間の取組（11～12月）
 - ウ いじめ防止教育（6月、11月を中心に年数回）
 - エ 人権学習の推進（12月に全学級授業公開）
- (5) 教職員の資質能力向上を図る取組の推進
 - ア 校内研修の実施（6月、8月、11月）
 - イ 校外研修会への参加（小教研生徒指導部、学校警察連絡会議等）
 - ウ いじめ不登校対策会議への参加
 - エ 子どもの学校生活等分析研究会

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、遊びやふざけ合いを装ったり教職員に分かりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。また、何気ない冷やかしや悪ふざけが深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

ア いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」に集積し、情報を共有する。

イ 「いじめ対策委員会」で共有された情報については、全教職員で共有する。

ウ 緊急の場合は、職員会議等で共有された情報についての確認、吟味、新たな情報収集についての方策検討等を行う。

(2) 全児童を対象にアンケート調査及び聴き取り調査（個別面談）を実施する。

ア アンケート調査 1学期（6月）、2学期（11月）

イ 聴き取り調査 アンケート調査に併せて実施する。

ウ 追跡調査 2学期（11月）、3学期（2月）

＊ アンケート調査後、内容を速やかに（当日）複数で確認し、対応に当たる。
（聴き取り児童の優先順位、対策委員会への報告）

(3) 相談体制の整備と周知

ア 年3回の教育相談週間を実施（6月、11月、2月）

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等、いじめ防止等のための専門的知識を有する者との連携

ウ 舞鶴市教育支援センター「明日葉」との情報の共有、定例学校訪問（学期1回）

エ 校内相談窓口の設置（いじめ対策主任）

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、事後の対応について検討する。その際、被害にあった児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応は、教職員全体が問題の共通理解をするとともに、保護者の協力を得ながら、関係機関・専門機関と連携して行う。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめが疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめが疑われる行為を発見した、あるいはいじめに関わる相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的な対応につなげる。また、方針に係る情報を適切に記録しておく。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係児童から事情を聴くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、被害・加害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた児童、及びその保護者への支援を行う。
- (5) いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に対して、よりよい成長に向けての学校の指導や取組の方針を伝え、協力を求める。
- (6) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係が構築できる集団づくりを進めていく。

3 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上のいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) インターネット上の不適切な書き込み等については、保護者との連携のもと画像等を確認したうえで削除を要請する。
- (3) 情報モラル教育を推進する。

第5 重大事態への対処

1 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして取り扱う。

3 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等について協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

- 4 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して、適切に情報を提供し共有する。
- 5 調査結果は教育委員会に報告する。
- 6 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同様な事態の発生防止のために必要な取組を進める。

第6 家庭・地域、並びに関係機関との連携の推進

1 家庭・地域との連携の推進

- (1) P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- (2) いじめの防止に関する学校の基本方針や取組を学校だより、学級だより、ホームページ等で積極的に発信する。また、入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

2 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。

第7 本方針（舞鶴市立福井小学校いじめ防止基本方針）の検証・見直し

- ・ 本方針（舞鶴市立福井小学校いじめ防止基本方針）に基づくいじめの防止等のための取組の実施状況を学校評価項目に位置付け、PDCA サイクルのもと、取組状況や達成状況を評価する。
- ・ 評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図るために、8月（夏季休業中）及び3月に本方針（舞鶴市立福井小学校いじめ防止基本方針）の検証・見直しを図る。

- 平成26年 3月19日 策定
- 平成26年 4月 1日 公開
- 平成30年 5月 1日 改訂
- 平成31年 4月 2日 改訂
- 令和元年 6月18日 改訂
- 令和2年 4月 1日 改訂
- 令和4年 4月 1日 改定